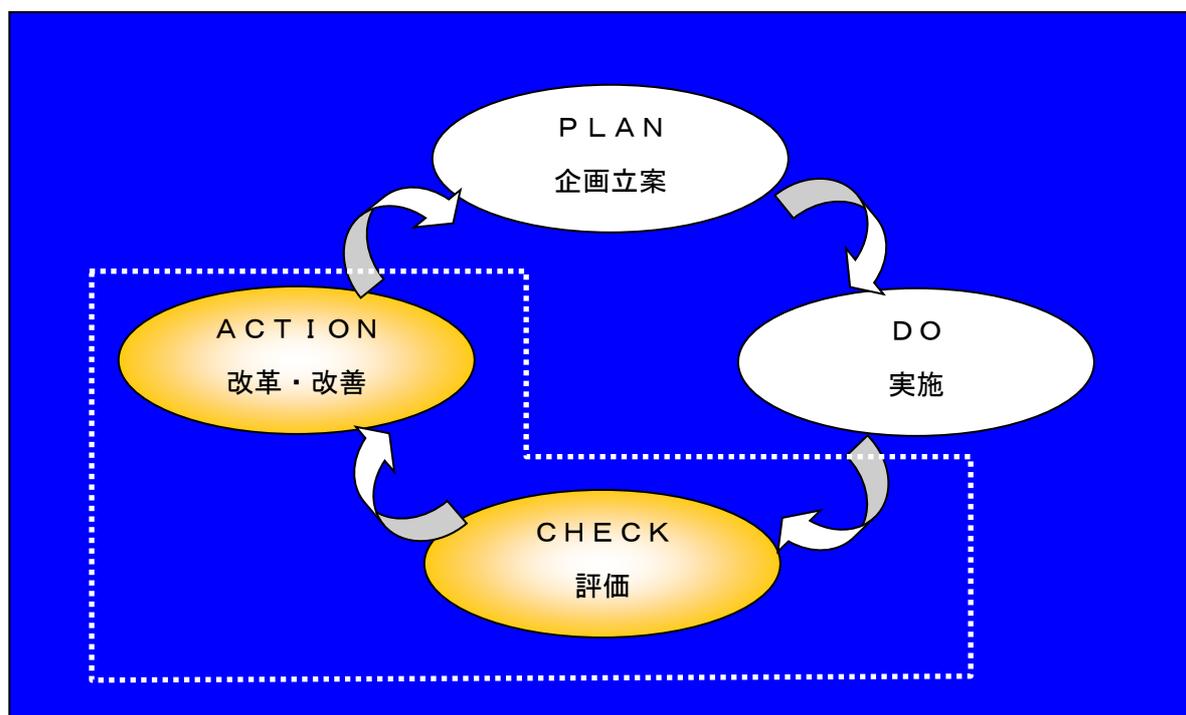
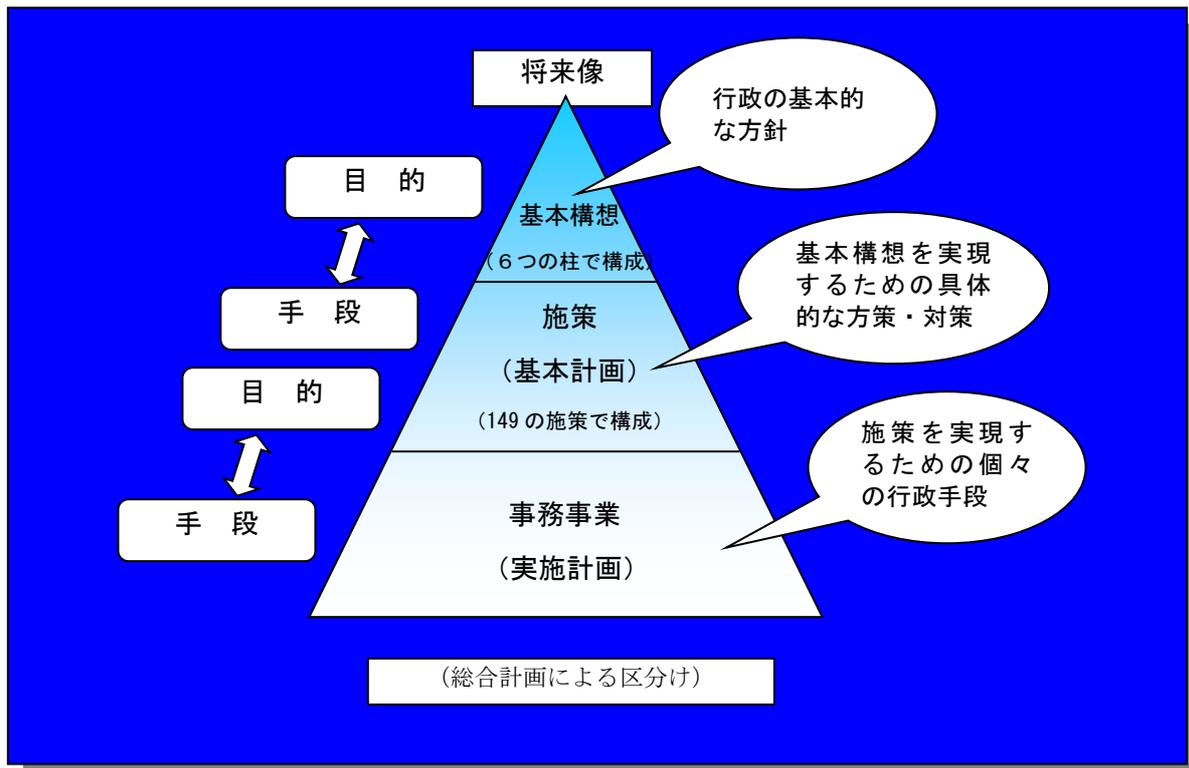


## 行政評価とは

行政評価とは、町が行う施策や事務事業のうち住民生活に関りが深いものを洗い出し、それらの事業の目的・目標を明確にして、実施した結果得られる成果を評価することをいいます。Plan(企画立案)–Do(実施)–Check(評価)–Action(改革・改善)のマネジメントサイクルにおける評価・改善の機能を担い、評価結果に基づき事業の改善・見直しに反映させるとともに、予算編成の資料や基本計画の施策を推進するにあたっての事業の方向性を確認するためのツールとして活用しています。

更に、評価結果を町民に対して公表する事により、町政の客観性・透明性を高めていきます。



## 行政評価の目的

### ① 事務事業の整理・効率化

事務事業を整理し、新しい視点で事務事業の再構築を行います。また、住民サービスや住民ニーズに寄与する事務事業の位置づけや役割を明確化し、必要性や優先度の高い事業を推進するため、選択と集中による行政資源を有効的に配し、効率的・効果的な行政運営の実現を目指します。

### ② 住民への説明責任（アカウンタビリティ）の確立

調査結果を公表することにより透明性の確保を図り、説明責任（アカウンタビリティ）の確立を図ります。さらに、住民と行政との役割分担など、協働のまちづくりを進めるための礎を構築していきます。

### ③ 職員の意識改革

導入研修・事務事業の洗い出し・評価基準の設定・評価作業の実施等を通じ、目的意識や成果意識を持って事務を実施します。

### ④ NPM（New Public Management）の視点に基づく行政運営の確立

顧客主義への転換、業績・成果による統制、市場メカニズムの活用などを基本コンセプトとするNPMの視点に立って、行政施策・事業の内容・方法の点検・評価や住民満足度の把握・分析等による行政施策・事業を見直しするシステムを確立します。

## 評価方法

各事務事業における担当者が作成した評価シートについて、「必要性」・「有効性」・「達成度」・「効率性」の各評価項目毎に4段階の評点をつけ、各評点によりA～Dの4段階で総合評価を決定します。それを受けて翌年度以降の方針について、「拡大」・「継続」・「見直し」・「休・廃止」のいずれかを決定します。

評価者は一次評価が所管課長、二次評価が所管部長で行います。その後、庁内評価委員会において審査・点検を行い、翌年度以降の事務事業の改革・改善及び予算への反映に役立てます。